

誤りやすい事例で確認する消費税実務の留意点

税理士 石井 幸子

目 次

1. 課税区分関係	2
(1) 課税対象取引	2
(2) 非課税取引	4
(3) 輸出取引	6
(4) 金銭債権・支払手段の譲渡(課税売上割合の計算)	11
2. 税額計算関係	15
(1) 個別対応方式と一括比例配分方式の選択(一般課税)	15
(2) 事業区分とみなし仕入率(簡易課税)	16
3. インボイス関係	20
(1) 80%控除の経過措置	20
(2) 免税事業者の登録方法	24
(3) 登録の経過措置と2年縛り	28
(4) 2割特例の適用可否判定	30
4. 居住用賃貸建物関係	36
(1) 居住用賃貸建物の判定	36
(2) 居住用賃貸建物に係る消費税額の調整	37

1. 課税区分関係

(1) 課税対象取引

【 事例1 】 事業者が事業として行うもの

個人事業者 A が、自宅(事業の用に供していない)を売却した際、建物の売却価額を課税売上として、土地の売却価額を非課税売上として計上した。

【 正しい処理 】

個人事業者が自宅を売却する場合、その取引は事業者が「事業として」行うものではないため、土地・建物のいずれの譲渡も課税対象外取引として処理する必要があります

【 解説 】

消費税の課税の対象となる取引(課税対象取引)とは、次の3つの取引をいいます。

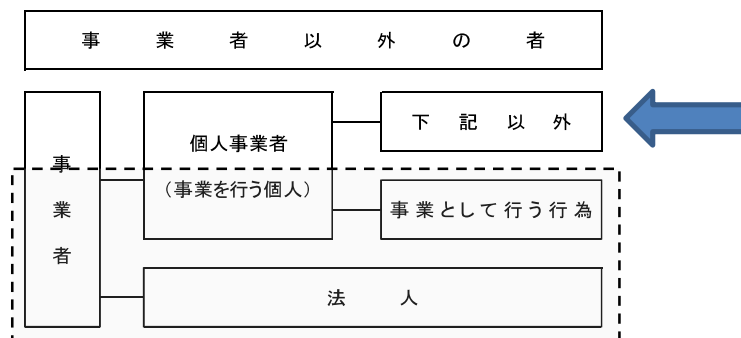
- (1) 国内において、事業者が行う資産の譲渡等
- (2) 保税地域から引き取られる外国貨物(輸入取引)
- (3) 特定課税仕入れ(国外事業者から事業者向け電気通信利用役務の提供を受けた場合)

このうち(1)は、次のすべての要件を満たす取引をいいます。

- ① 国内取引(国内において行う取引)であること
- ② 事業者が事業として行うものであること
- ③ 対価を得て行うものであること
- ④ 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること

②の要件の「事業者」とは、個人事業者(事業を行う個人)および法人を指します。

また、「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡等を、反復・継続し、かつ独立して行うことをいいます。したがって、個人事業者が自宅を売却する場合は、「事業として」行った取引には該当せず、②の要件を満たしません。このため、課税対象外取引として取り扱うことになります。



事業用及び家事用の両方に使用している資産を売却した場合の課税関係

【照会要旨】

個人事業者が所有する資産で、事業と家事の用途に共通して使用されるものを売却した場合の課税関係はどうなるのでしょうか。

(例)

1. 店舗兼住宅の1階部分を店舗又は工場に使用し、2階部分を個人の住宅として使用している場合の建物
2. 昼は事業用、夜は家庭用として使用している電話に係る電話加入権
なお、所得税法の計算上は、家事関連費であっても業務の遂行上必要であること等の一定の要件に該当するものについては、必要経費に算入されます(所法45、所令96)。

【回答要旨】

事業と家事の用途に共通して使用される資産であっても、譲渡すれば事業用の部分については課税の対象となります(按分)。ただし、例の2の課税標準は、当該課税資産の譲渡等の対価の額の全額となります。

【関係法令通達】

消費税法第2条第1項第8号、第28条第1項、消費税法施行令第45条第3項、消費税法基本通達10-1-19

注記

令和6年10月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

(出典)「事業用及び家事用の両方に使用している資産を売却した場合の課税関係」 国税庁

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/02/20.htm>



【参考】消費税法基本通達逐条解説(大蔵財務協会)より一部抜粋

なお、家事共用資産を譲渡した場合には、その対価の額を…合理的に区分することとなるが、この区分は、その譲渡の時の使用割合ではなく、原則として、当該資産を取得したときの区分(基通 11-1-4 に規定する…合理的な基準による区分)によることとなる。

(2) 非課税取引

【事例2】社宅家賃等の従業員負担分

当社は、従業員社宅用にアパートを借り上げ、毎月家賃と光熱費の一部負担額5万円(家賃4万円・光熱費1万円)を従業員から徴収し、次の処理をしている。

① 家賃・光熱費を支払った時

(借方) 地代家賃(非仕)	8万円	(貸方) 現金預金	10万円
水道光熱費(課仕)	2万円		

② 従業員から家賃・光熱費の一部負担額を受け取った時

(借方) 現金預金	5万円	(貸方) 地代家賃(非仕)	4万円
		水道光熱費(課仕)	1万円

【正しい処理】

従業員から社宅の家賃・光熱費を受け取った場合には、次のように処理する必要があります。

① 家賃・光熱費を支払った時

・・・ 会社と家主・電力会社等との契約に基づく支払い

(借方) 地代家賃(非仕)	8万円	(貸方) 現金預金	10万円
水道光熱費(課仕)	2万円		

② 従業員から家賃・光熱費の一部負担額を受け取った時

・・・ 会社と従業員との就業規則(社宅規程等)に基づく受取り

(借方) 現金預金	5万円	(貸方) 受取家賃(非売)	4万円
		雑収入(課売)	1万円

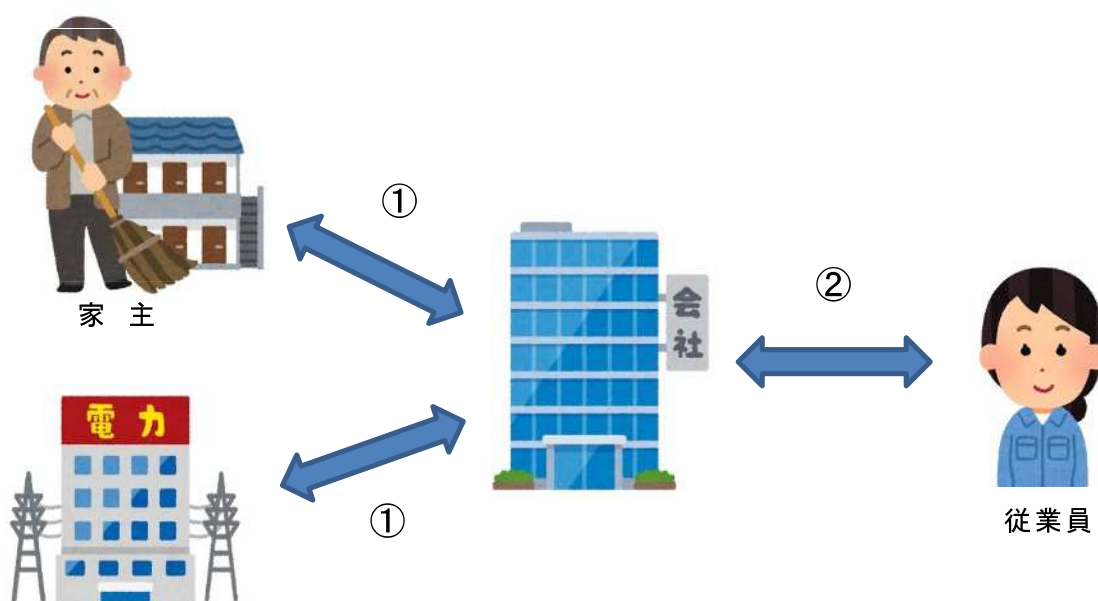
【 解説 】

事例の取引は、次の2つから構成されています。

- ① 会社と家主・電力会社等との賃貸借契約等に基づく家賃等の支払い
- ② 会社と従業員との就業規則（社宅規程等）に基づく家賃等の受取り

この2つの取引を相殺した場合、課税売上および非課税売上の金額が減少し、課税売上割合が正しく算定されません。

会社としての実質的な負担額は①と②の差額になりますが、2つの取引を相殺する処理は、消費税法上認められていません。



用語の説明 課税売上割合

課税売上割合とは、次の算式により計算した割合をいいます。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高(税抜)} + \text{免税売上高}}{\text{課税売上高(税抜)} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

(3) 輸出取引

【事例3】 証明書類の保存

海外に商品を輸出したが、関連する書類の保管を怠った。

【正しい処理】

消費税の免除を受けるには、その取引が輸出免税取引に該当することを証明する必要があります。証明する書類が保存されていない場合、その取引は課税取引として取り扱われます。

【解説】

消費税は、日本国内における消費に対して課される税金です。そのため、次の取引については、消費税が免除されます。なお、消費税の免除を受けるには、その取引が輸出免税取引に該当することが証明されている必要があります。

輸出免税取引	輸出免税	① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡・貸付け(輸出取引) ② 外国貨物(輸出許可を受けた貨物・輸入許可前の貨物)の譲渡・貸付け ③ 国際輸送、国際通信、国際郵便 ④ 外国貨物の荷役、運送等の役務の提供 ⑤ 非居住者に対する無形固定資産の譲渡・貸付け、役務の提供
	輸出物品販売場の免税	外国人旅行者などに対して、輸出物品販売場(免税ショップ)で行う物品の譲渡
	その他免税	外航船舶等に積み込む物品の譲渡等

取引の種類		証明書類
国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け(輸出取引)で下記(郵便物)以外のもの		輸出許可書 (税関長が証明した書類)
郵便物として 輸出する場合	資産の価額(FOB 価格)が 20 万円超	
	資産の価額(FOB 価格)が 20 万円以下	発送伝票の控え等(※)
国内と国外との間の通信又は郵便若しくは信書便		帳簿又は書類
非居住者に対する無形固定資産の譲渡・貸付け 非居住者に対する役務の提供		契約書その他の書類

消費税法改正のお知らせ

令和3年4月
国 税 庁

令和3年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

Ⅱ. 郵便物として輸出した場合の輸出証明書類の見直し

資産を郵便物として輸出する場合（当該資産の価額[※]が20万円以下の場合に限ります。）に、輸出免税の適用を受けるために保存すべき輸出の事実を証明する書類等について、次のとおり見直しが行われました。

※ この価額とは、FOB 価格であり、原則として、当該郵便物の現実の決済金額（例えば、輸出物品の販売金額）となります。

改 正 前	改 正 後
① 以下の事項を記載した「帳簿」 イ 輸出の年月日 ロ 品名並びに品名ごとの数量及び価額 ハ 受取人の氏名若しくは名称及び住所等 又は ② 郵便物の受取人から交付を受けた「物品受領書」その他の書類で以下の事項が記載されたもの イ 輸出した事業者の氏名若しくは名称及び住所等 ロ 上記①のロ及びハ ハ 郵便物受取の年月日	① 小包郵便物又はEMS郵便物 (1) 日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類 及び ← (2) 発送伝票等の控え（以下の事項が記載されたもの） イ 輸出した事業者の氏名又は名称及び住所等 ロ 品名並びに品名ごとの数量及び価額 ハ 受取人の氏名又は名称及び住所等 ニ 日本郵便株式会社による引受けの年月日 ② 通常郵便物 日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類（品名並びに品名ごとの数量及び価額を追記したもの）

【適用開始時期】 令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等から適用されます。

Ⅲ. 金又は白金の地金の課税仕入れを行った場合に保存する本人確認書類の見直し

事業者が「金又は白金の地金」の課税仕入れを行った場合に、仕入税額控除制度の適用を受けるために保存が必要な課税仕入れの相手方（売却者）の本人確認書類について、在留カードの写し並びに国内に住所を有しない者の旅券の写し及び官公署から発行・発給された書類その他これらに類するもの又は写しが除かれることとなりました。

○改正後の取扱い

課税仕入れの相手方の区分	在留カードの写し	旅券の写し	官公署から発行・発給された書類 その他これらに類するもの又は写し
個 国内に住所を有する方	×	○	○
人 国内に住所を有しない方	×	×	× ^{（※）}

（注） 氏名及び住所の記載があるものに限ります。

※ 官公署から発行・発給された書類のうち、「戸籍の附票の写し、印鑑証明書又はこれらの写し」や「国民健康保険、健康保険の被保険者証等の写し」、「国民年金手帳等の写し」、「運転免許証又は運転経歴証明書の写し」、「特別永住者証明書の写し」、「国税・地方税の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書又はこれらの写し」は、改正後も本人確認書類の対象となります。本人確認書類の範囲等の詳細については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（平成31年4月）（令和3年4月改訂）」のページをご覧ください。

【適用開始時期】 令和3年10月1日以後に行われる課税仕入れから適用されます。

（出典）「消費税法改正のお知らせ」 令和3年4月 国税庁

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/r03kaisei.pdf>



【 事例4 】 輸出物品販売場での商品販売

当社が経営する輸出物品販売場において、外国人旅行者に対し、所定の手続きを行ったうえで免税対象商品を1万円で販売し、次の処理を行った。

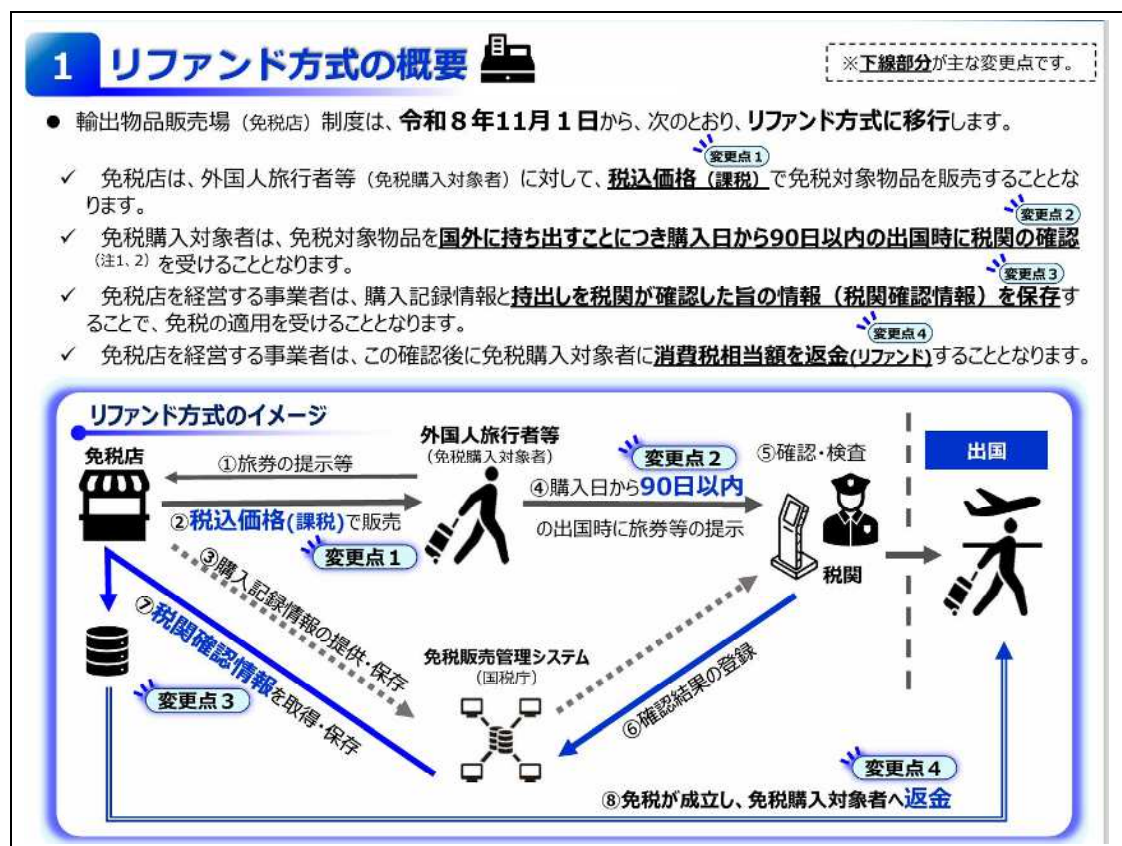
(借方) 現金 1万円 (貸方) 売上(免) 1万円

【 正しい処理 】

令和8年11月1日以降は、輸出物品販売場制度の見直しに伴い、処理方法が大きく変わります。

【 解説 】

外国人旅行者向けの消費税免税制度(輸出物品販売場制度)が不正に利用されている実態を踏まえ、令和7年度税制改正において、リファンド方式(事後還付型方式)へ移行することが決定されました。



(出典)「輸出物品販売場制度に関するQ & A(リファンド方式・概要編)」

令和7年4月 国税庁

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/pdf/0025003-110_02.pdf



(課税売上げから免税売上げへの振替方法)

問26 リファンド方式において、課税売上げとして処理した免税対象物品の販売について、税関確認情報を保存した場合、免税売上げに振り替える処理が必要とのことですが、税関確認情報の取得の都度、振替処理を行う必要があるのですか。

【答】

リファンド方式において、商品販売時に課税売上げとした取引は、税関確認情報の保存により免税要件を満たすことになりますので、その後に免税売上げに振り替える必要があります。この振替処理については、

- ① 税関確認情報の取得の都度、その税関確認情報に対応する課税売上げを免税売上げに振り替える方法（下記処理例1）のほか、
- ② 月次等の一定のタイミングで一括して振り替える方法（下記処理例2）によっても差し支えありません。

【処理例1：税関確認情報の取得の都度、振替処理を行う場合の仕訳例】

②

・ 販売時

現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000

⑦

・ 上記販売に対応した振替処理

売上（課）	10,000	売上（免）	10,000
仮受消費税	1,000	未払金	1,000

【処理例2：一定期間（例えば月次）に取得した税関確認情報に基づきまとめて振替処理を行う場合の仕訳例】

・ 販売時

現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000

・ ○月分の税関確認情報に基づく月次振替

売上（課）	5,000,000	売上（免）	5,000,000
仮受消費税	500,000	未払金	500,000

(参考) 処理例2において、一括振替前に（例えば月の途中で税関確認情報を取得したため）返金が生じる場合

・ 振替前の返金時

仮払金	200,000	現預金	200,000
-----	---------	-----	---------

(注) 仮払金ではなく、仮受消費税を直接消し込む処理でも問題ありません。

・ ○月分の税関確認情報に基づく月次振替

売上（課）	5,000,000	売上（免）	5,000,000
仮受消費税	500,000	未払金	300,000
		仮払金	200,000

⑧

・ 返金時の処理

未払金	1,000	現預金	1,000
-----	-------	-----	-------

(免税対象物品を販売した課税期間後に税関確認情報を保存した場合の処理)

問27 リファンド方式において、免税対象物品を販売した課税期間と税関確認情報を保存した課税期間が異なる場合、どのように処理すればよいですか。

【答】

リファンド方式において、輸出物品販売制度による免税の規定の適用を受けるためには、購入記録情報及び税関確認情報を保存する必要があります(消法8④)。

免税対象物品を販売した課税期間の末日までに税関確認情報を取得^(注1)した場合、その課税期間で振替処理を行うこととなりますが、ご質問のように、例えば、免税対象物品の販売をX1期で行い、税関確認情報の保存が翌期(X2期)となった場合、その販売を行ったX1期において課税売上げとして処理するとともに、税関確認情報を保存したX2期における免税売上げとする処理を継続的に行っているときは、その処理が認められます。

この場合において、販売を行ったX1期において課税売上げとして処理したものについては、税関確認情報を保存したX2期において、次のいずれかの方法により処理します(消基通8-3-4)。

- ① 税関確認情報の保存時(X2期)に売上げに係る対価の返還等(消法38①)^(注2)があったものとして処理する方法
- ② 税関確認情報の保存時(X2期)の課税売上げの合計額から販売時(X1期)に課税売上げとした金額を控除する方法

(注) 1 税関確認情報の取得時点については、国税庁(免税販売管理システム)からの取得時点により判断しますが、承認送受信事業者から輸出物品販売場を経営する事業者提供された時点により判断しても差し支えありません。

2 対価の返還等があったものとして処理した場合であっても、適格返還請求書(返還インボイス)の交付は必要ありません。

(参考) 免税対象物品を販売した課税期間と税関確認情報を保存した課税期間が異なることとなった場合の振替処理(仕訳)例

・ X1期 販売時

現預金	11,000	売上(課)	10,000
		仮受消費税	1,000

・ X1期 申告・納税時

仮受消費税	1,000	現預金	1,000
-------	-------	-----	-------

・ X2期 税関確認情報保存時

売上(課) [※]	10,000	売上(免)	10,000
仮受消費税	1,000	未払金	1,000

・ X2期 返金時

未払金	1,000	現預金	1,000
-----	-------	-----	-------

(4) 金銭債権・支払手段の譲渡（課税売上割合の計算）

【事例5】金銭債権（リサイクル預託金）の譲渡

自動車を56万円（うち1万円はリサイクル預託金相当額）で売却した際に次の処理を行った。譲渡直前の帳簿価額は、自動車が30万円、リサイクル預託金が1万円だった。

（借方）普通預金	55万円	（貸方）車両運搬具（課売）	55万円
車両運搬具（不）	20万円	固定資産売却益（不）	20万円
普通預金	1万円	預託金（不）	1万円

＜固定資産売却益の計算＞

$$\text{車両運搬具 } 50 \text{ 万円 (税抜譲渡価額)} - 30 \text{ 万円 (帳簿価額)} = 20 \text{ 万円}$$

【正しい処理】

（借方）普通預金	55万円	（貸方）車両運搬具（課売）	55万円
車両運搬具（不）	20万円	固定資産売却益（不）	20万円
普通預金	1万円	預託金（有非）	1万円

（有非）・・・有価証券の譲渡による非課税（譲渡対価の5%を非課税売上に計上）

【解説】

リサイクル預託金の譲渡は金銭債権の譲渡として扱われ、非課税売上に該当します。ただし、課税売上割合の計算上は、譲渡価額の5%を非課税売上に計上します。

参考 非課税となる有価証券等の範囲と課税売上割合の関係（消令48）

有価証券の種類		課税売上割合に計上する 非課税売上の金額
株式（ゴルフ場利用株式を除く）		譲渡対価の5%
国債の償還差損益		差益は算入・差損は控除
支払手段（小切手・為替手形など）		含めない（計上しない）
貸付金、預金、 売掛金その他の 金銭債権	資産の譲渡等の対価として取得したもの （例：売掛金の譲渡）	含めない（計上しない）
	上記以外（例：リサイクル預託の譲渡）	譲渡対価の5%



【 事例6 】 金銭債権(クレジットカード利用者の売掛債権)の譲渡

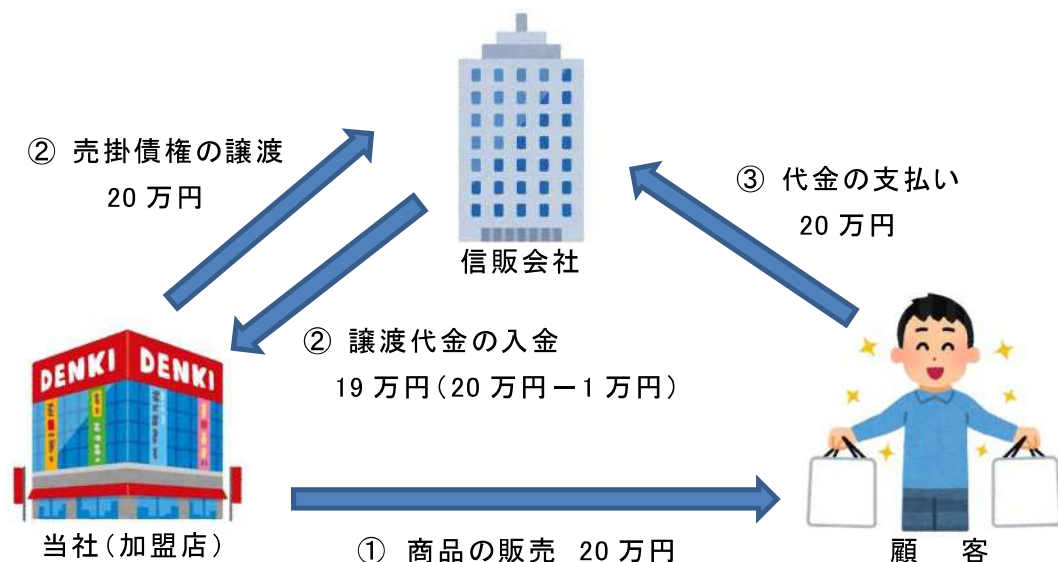
クレジットカードを利用した顧客への商品販売代金 20 万円から、クレジットカード手数料 1 万円を差し引いた残額 19 万円が普通預金に入金され、次の処理を行った。

① 商品販売時の処理(クレジットカードを利用)

(借方) 売掛金	20 万円	(貸方) 売上(課売)	20 万円
----------	-------	-------------	-------

② 信販会社からの入金時の処理

(借方) 普通預金	19 万円	(貸方) 売掛金(非売)	20 万円
支払手数料(課仕)	1 万円		



【 正しい処理 】

(借方) 普通預金	19 万円	(貸方) 売掛金(不)	20 万円
支払手数料(非仕)	1 万円		

【 解説 】

当社(加盟店)が信販会社に対して行う売掛債権の譲渡は、金銭債権の譲渡として非課税取引に該当します。ただし、この売掛債権の譲渡は「資産の譲渡等の対価として取得した債権(売掛債権)の譲渡」に当たるため、課税売上割合の計算上は非課税売上を計上する必要はありません。したがって、不課税取引として処理します。

クレジットカード手数料は、利息と同様の性格を持つため、非課税仕入として処理します。ただし、事務手数料など役務提供の対価として支払うものは課税取引に該当します。支払明細書やインボイスで手数料の内容を確認し、適切に区分する必要があります。

クレジットカード会社からの請求明細書

【照会要旨】

法人カードを利用している場合には、カード会社から一定期間ごとに請求明細書が交付されますが、この請求明細書は消費税法第30条第9項《仕入税額控除に係る請求書等》に規定する請求書等に該当するのでしょうか。また、この請求明細書を保存することで仕入税額控除を適用することができますか。

【回答要旨】

クレジットカード会社がそのカードの利用者に交付する請求明細書等は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者（カード加盟店）が作成・交付する書類ではなく、当該他の事業者（カード加盟店）の氏名又は名称及び登録番号が記載された書類にも該当しないため、消費税法第30条第9項に規定する請求書等には該当しません。

したがって、クレジットカード会社の作成した請求明細書を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることはできません。この場合、課税資産の譲渡等を行った他の事業者（カード加盟店）から受領した適格請求書等を保存することで、仕入税額控除の適用が認められます。

【参考】

高速道路の利用について、ETCシステムにより料金を支払いETCクレジットカードで精算を行った場合の、支払った料金に係る仕入税額控除の適用については、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A（平成30年6月）（令和5年10月改訂）](#)」問103をご参照ください。

【関係法令通達】

消費税法第30条第7項、第9項

注記

令和6年10月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（出典）「クレジットカード会社からの請求明細書」 国税庁・質疑応答事例

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/18/05.htm>



【事例7】支払手段(暗号資産)の譲渡

1-1 暗号資産を売却した場合〔令和2年12月更新〕

問 次の暗号資産取引を行った場合の所得の計算方法を教えてください。

(例)・4月2日 4,000,000円で4BTCを購入した。

・4月20日 0.2BTCを210,000円で売却した。

(注) 上記取引において暗号資産の売買手数料については勘案していない。

答 上記(例)の場合の所得金額は、次の計算式のとおりです。

【計算式】

$$\begin{array}{c}
 \text{210,000円} \\
 \text{〔譲渡価額〕}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \left(\begin{array}{c} (4,000,000 \text{円} \div 4 \text{BTC}) \times 0.2 \text{BTC} \\ \text{〔1BTC当たりの価額}^{(注1)} \text{]} \quad \text{〔売却した数量〕} \end{array} \right) \\
 \text{〔譲渡原価]}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 10,000 \text{円}^{(注2)} \\
 \text{〔所得金額]}
 \end{array}$$

上記の取引について、次の処理を行った。

【4月2日】暗号資産の取得時

(借方) 投資仮想通貨	400万円	(貸方) 普通預金	400万円
-------------	-------	-----------	-------

【4月20日】暗号資産の売却時 … 支払手段の譲渡

(借方) 普通預金	21万円	(貸方) 投資仮想通貨(非売)	21万円
投資仮想通貨(不)	1万円	仮想通貨売却益(不)	1万円

(借方) 普通預金	21 万円	(貸方) 投資仮想通貨(不)	20 万円
		仮想通貨売却益(不)	1 万円

問 当社は、国内の暗号資産交換業者を通じて、保有する暗号資産を譲渡しました。この場合の消費税の課税関係を教えてください。

消費税法上、支払手段及びこれに類するものの譲渡は非課税とされています。国内の暗号資産交換業者を通じた暗号資産の譲渡は、この支払手段等の譲渡に該当し、消費税は非課税となります。

また、消費税の確定申告を一般課税により行う場合には、仕入控除税額を計算する際、当課税期間の課税売上高、免税売上高及び非課税売上高を基に課税売上割合を算出することとなりますが、支払手段等に該当する当該暗号資産の譲渡については、課税売上割合の算出に当たって、非課税売上高に含めて計算する必要はありません。



2. 税額計算関係

(1) 個別対応方式と一括比例配分方式の選択（一般課税）

【事例8】一括比例配分方式選択時の留意点

前期、初めて課税売上高が5億円を超えたため、個別対応方式または一括比例配分方式により仕入控除税額の計算を行うことになったが、個別対応方式の用途区分ができなかったため、一括比例配分方式で仕入控除税額の計算を行った。

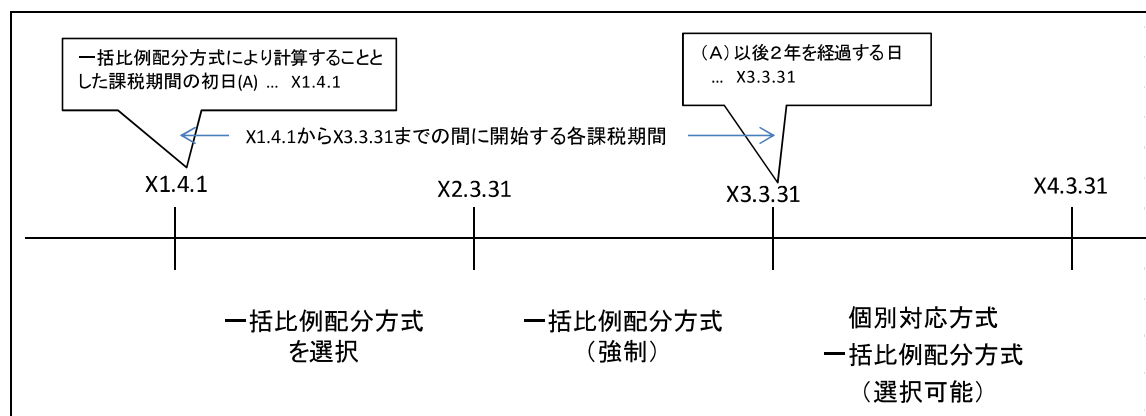
今期は用途区分ができたため個別対応方式で仕入控除税額の計算を行うこととした。

【正しい処理】

今期も一括比例配分方式で仕入控除税額の計算をしなければなりません。

【解説】

一括比例配分方式を適用した場合には、一括比例配分方式を2年間（一括比例配分方式を採用することとした課税期間の初日から同日以後2年を経過する日までの間に開始する各課税期間）以上継続したのちでなければ、個別対応方式に変更することができません（消法 30⑤）。したがって、一括比例配分方式を適用する際には、翌期のことも考えた上で慎重に判断しなければなりません。



一括比例配分方式を適用した課税期間の翌課税期間以後の課税期間において、課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上となったことにより仕入控除税額の全額が控除できる場合も、一括比例配分方式を継続適用したものととして取扱われます（消基通 11-2-21）。

なお、個別対応方式から一括比例配分方式への変更については、特段の制限は設けられていません。

(2) 事業区分とみなし仕入率（簡易課税）

【 事例9 】「加工賃を対価とする役務の提供」の考え方

当社（塗装業）の売上は建物の塗装に係るもののみであるため、第3種事業（建設業）に係る売上として、みなし仕入率 70%で仕入控除税額を計算している。

【 正しい処理 】

塗装に係る売上であっても塗料等の材料の支給を受ける取引は、「加工賃を対価とする役務の提供」に該当します。そのため、第4種事業（みなし仕入率 60%）として仕入控除税額の計算をしなければなりません。

【 解説 】

みなし仕入率は、事業区分ごとに次のように定められています。

事業区分	事業の内容	みなし仕入率
第1種事業 （卸売業）	他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで、他の事業者販売する事業	90%
第2種事業 （小売業）	● 他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで、事業者以外（消費者）に販売する事業 ● 農業、林業、漁業のうち飲食料品の譲渡を行う部分	80%
第3種事業 （製造業等）	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造した棚卸資産を小売する事業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業（これらの事業のうち、第1種及び第2種事業に該当するもの、 <u>加工賃を対価とする役務の提供を行う事業を除く。</u> ）	70%
第4種事業 （その他）	第1種～第3種・第5種・第6種に該当しない事業 （例）飲食店業、 <u>加工賃を対価とする役務の提供を行う事業</u> 、自己で使用していた固定資産の譲渡	60%
第5種事業 （サービス業等）	情報通信業、郵便業、物品賃貸業、娯楽業、サービス業（飲食店業に該当するものを除く。）、金融業、保険業	50%
第6種事業 （不動産業）	不動産業	40%

（出典）「簡易課税の事業区分について（フローチャート）」 国税庁

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/20/02.htm>



簡易課税の事業区分について（フローチャート）

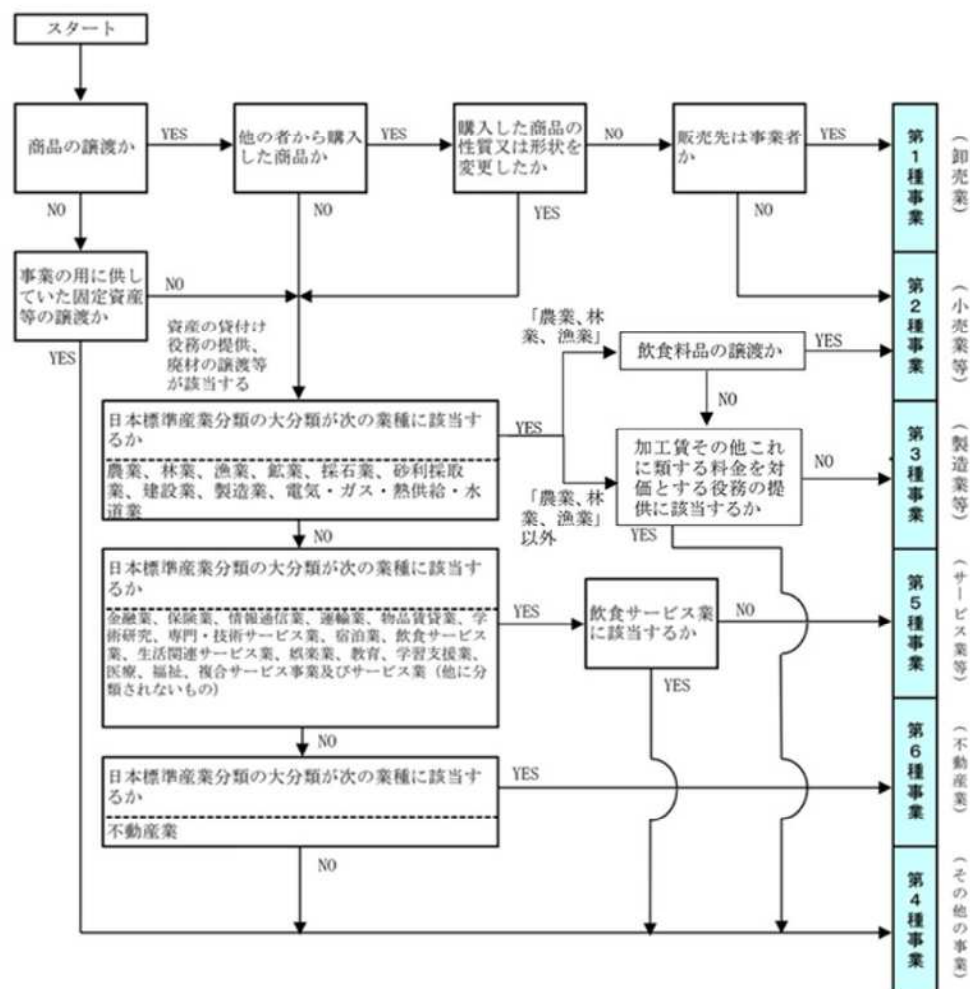
【照会要旨】

簡易課税の事業区分の判定について、目安となるようなものはないでしょうか。

【回答要旨】

簡易課税の事業区分の判定に当たっては、次のフローチャートを目安にしてください。

（事業区分のフローチャート）



<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10?revision=03>





統計で見る日本
e-Statは、日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトです

お問い合わせ | ヘルプ | English
ログイン | 新規登録

統計データを探す | 統計データの活用 | 統計データの高度利用 | 統計関連情報 | リンク集

[トップページ](#) / [統計分類・用語の選択](#) / 統計分類・用語の検索

統計分類・用語の検索

▼ 検索条件

年度で絞込み
令和5年[2023年]7月改定
改定状況

キーワード検索
塗装

▼ 検索オプション

[検索のしかた](#)

集約して表示
(分類を集約して一覧表示します)

1 2 3 4

1/2ページ [全21件]

分類コード	項目名	
06	建設業 総合工事業	info
077	建設業 > 職別工事業(設備工事業を除く) 塗装工事業	info
0771	建設業 > 職別工事業(設備工事業を除く) > 塗装工事業 塗装工事業 (道路標示・区画線工事業を除く)	info
0772	建設業 > 職別工事業(設備工事業を除く) > 塗装工事業 道路標示・区画線工事業	info

詳細情報

統計分類	日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定)
大分類	D 建設業
中分類	07 職別工事業(設備工事業を除く)
小分類	077 塗装工事業
細分類	0771 塗装工事業 (道路標示・区画線工事業を除く)
細分類の説明	主として建築物内外、建築設備、鉄塔、鉄橋その他の鋼製構造物、木柱、木べい、木橋その他の木造構造物、船舶などの塗装を行う事業所をいう。
事例	鋼橋塗装工事業；建築装飾工事業（塗装工事を主とするもの）；船舶塗装業
不適合事例	看板書き業 [9293]；塗料卸売業 [5321]；道路標示・区画線工事業 [0772]

詳細情報

日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定) > サービス業(他に分類されないもの) > その他の事業サービス業 > 他に分類されない事業サービス業 > 看板書き業

統計分類	日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定)
大分類	R サービス業(他に分類されないもの)
中分類	92 その他の事業サービス業
小分類	929 他に分類されない事業サービス業
細分類	9293 看板書き業
細分類の説明	主として屋号などの看板書きを行う事業所をいう。看板書きを行うもので単純な加工を注文によって行う事業所も本分類に含まれる。 ただし、規格品などを大量に製造する事業所は大分類Eー製造業〔2199、3292〕に、屋外広告に係る総合的なサービスを提供する事業所は大分類Lー 学術研究、専門・技術サービス業〔7311〕に分類される。
事例	看板屋(看板書きを行うもので単純な加工を行うものを含む)；ペンキ屋(看板書きを主とするもの)
不適合事例	看板製造業(看板書き及び看板書きを行うもので単純な加工を行うものを除く)〔2199、3292〕；屋外広告業(総合的なサービスを提供するもの) 〔7311〕

参考 平 9.5.30 裁決、裁決事例集 No.53 - 491 頁

『請求人の行っている事業は第三種事業に該当するものではなく、加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業であり、第四種事業に該当するとした事例』

請求人は、消費税の簡易課税制度の適用についての事業区分において、得意先から表生地の無償支給を受け、自己調達した裏生地及び芯地材並びにその他の副資材を用いてプレタポルテを製造するものであるが、裏生地及び芯地材もプレタポルテの主要な原材料であるから、本件事業は、第三種事業に該当すると主張する。

しかしながら、裏生地及び芯地材は、あくまでも表生地に付属するものであって、プレタポルテの主要な原材料である表生地の持っている特性を増補あるいは補完することにより衣服としての価値観、機能性を高めるものであるにすぎないから、プレタポルテの主要な原材料であるとは認められないので、本件事業は、加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行なう事業に該当し、第四種事業とするのが相当である。

(出典)「公表裁決事例集等の紹介」 国税不服審判所

<https://www.kfs.go.jp/service/JP/53/27/index.html>



3. インボイス関係

(1) 80%控除の経過措置

【事例 10】インボイスのない取引の処理方法

当社はインボイスのない取引について、次のように処理をしている。

- ① 支払対価の額が3万円未満の取引 … 全額控除（インボイス有と同様の処理）
- ② 支払対価の額が3万円以上の取引 … 80%控除

【正しい処理】

インボイスのない取引は少額特例の適用があるもの除き、次の2つの要件を満たした場合に限り80%控除の経過措置の適用が認められます。

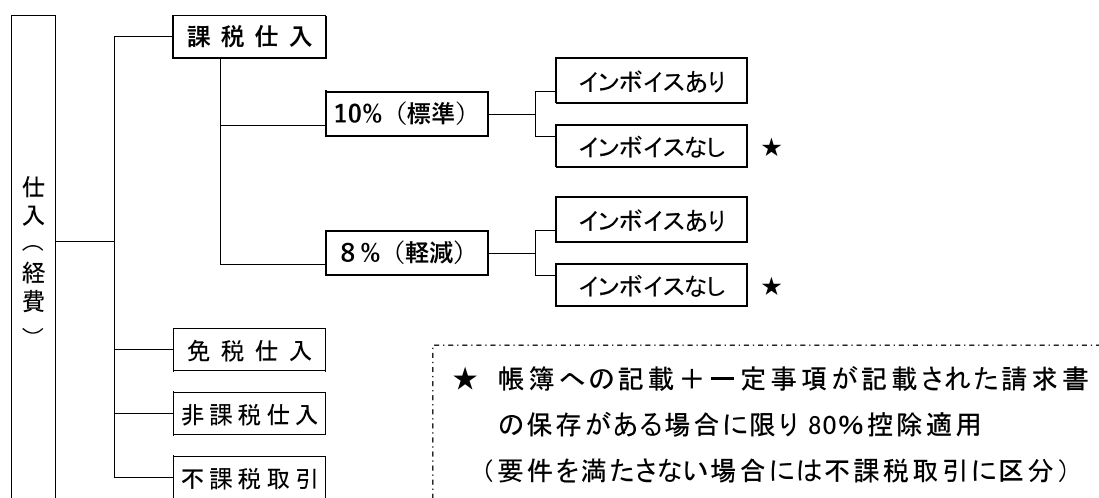
- ① 帳簿に「経過措置の適用を受ける取引である旨（例：80%控除対象）」を記載
- ② 区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存

【解説】

支払対価の額が3万円未満である場合や3万円以上であっても請求書等の交付を受けなかったことについてやむを得ない理由がありその旨を帳簿に記載している場合には、請求書等の保存がなくても仕入税額控除ができる特例（3万円特例）がありましたが、この特例はインボイス制度の開始と同時に廃止されました（旧消法30⑦）。

インボイス制度開始後は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う支払対価の額が1万円未満の課税仕入れのうち、次のいずれかの課税期間において行うものに限る、帳簿のみの保存で仕入税額控除を認められる措置（少額特例）が講じられています（28年改正法附則53の2）。

- ① 基準期間における課税売上高が1億円以下である課税期間
- ② 特定期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間



参考 インボイスの記載事項

適格請求書及び適格簡易請求書への記載事項は次のとおりです（消法 57 の 4①②）。
なお、下線部分は区分記載請求書保存方式からの追加項目を示しています。

適格請求書（インボイス）	適格簡易請求書（簡易インボイス）
① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等の内容 （軽減税率対象品目である旨）	③ 課税資産の譲渡等の内容 （軽減税率対象品目である旨）
④ 課税資産の譲渡等の税率ごとの対価の額（税抜または税込）の合計額および適用税率	④ 課税資産の譲渡等の税率ごとの対価の額（税抜または税込）の合計額
⑤ 適用する税率ごとの消費税額	⑤ 適用する税率ごとの消費税額または適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称	

【令和 6 年度税制改正】…令和 6 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用
一の免税事業者等からの課税仕入れの額の合計額が、その年またはその事業年度
で 10 億円を超える場合には、その超える部分の課税仕入れについては 80%控除の適
用を認めないこととされました。

参考 「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q & A」

平成 30 年 6 月（令和 7 年 6 月改訂） 国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>



問 111（一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置）

問 112（一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置における 1 万円未満の
判定単位）

問 113（免税事業者等からの仕入れに係る経過措置）

(令和8年10月1日前後の取引に係る免税事業者等からの仕入に係る経過措置の適用)

問Ⅷ 当社は免税事業者と取引を行っています。例えば、令和8年9月21日から提供を受けている役務について同年10月20日に完了し、同月31日に代金を支払う場合、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用に当たっては、80%と50%のどちらの割合を用いて計算すればよいでしょうか。また、役務の提供ではなく、商品の仕入れである場合はどうなりますか。

【答】

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等及び一定の記載がされた帳簿の保存があれば、当該課税仕入れに係る仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることが可能です。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

本経過措置の適用に当たって用いる割合は、適用しようとする課税仕入れの時期で判断することとなります。

→ 役務の提供を受けた場合の課税仕入れの時期は、原則として、その約した役務の全部が完了した日となります。したがって、ご質問の場合、令和8年10月20日が課税仕入れを行った日となることから、経過措置の適用に当たっては、仕入税額相当額の50%の割合を用いて計算することとなります。

他方、商品の仕入れ（資産の譲受け）の場合の課税仕入れの時期は、原則として、その引渡しがあった日となります。そのため、令和8年9月21日から同月30日までの仕入れについては、仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日から同月20日までの仕入れについては、仕入税額相当額の50%の割合を用いて計算することとなります。

(出典)「インボイスの取扱いに関するご質問」(令和7年10月28日更新) 国税庁
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0025002-059.pdf>



(短期前払費用に係る免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用)

問Ⅸ 当社は、3月決算法人です。取引先との保守契約に基づき、毎年1月にその年1年間分(1月から12月分)の保守料金を支払った上で、短期前払費用として処理しています。当該取引先は適格請求書発行事業者ではないのですが、令和8年3月期の消費税の確定申告において、令和8年1月に支払う令和8年1月から12月分の保守料金の全額について、その仕入税額相当額の80%を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることができますか。

【答】

法人税の計算においては、前払費用の額で、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合にその支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認めることとされており(所得税についても同様です。)、消費税の計算についても、当該取扱いの適用を受ける前払費用(以下「短期前払費用」といいます。)に係る課税仕入れは、その支出した日の属する課税期間において行ったものとして取り扱うこととしています(以下「短期前払費用の取扱い」といいます。))。

また、適格請求書発行事業者以外の者に対して支払った短期前払費用について、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等及び一定の記載がされた帳簿の保存があれば、当該短期前払費用を支払った日の属する課税期間において、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることが可能です。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

ご質問のように、令和8年1月中に支払った令和8年分の保守料金について短期前払費用の取扱いを受けていることを踏まえ、令和8年3月期の申告においては、1年間分の保守料金全額について仕入税額相当額の80%の割合により本経過措置の適用を受けることとして差し支えありません。

なお、当該経過措置の適用を受けた短期前払費用の金額が契約変更等により変動した場合は、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A 問96](#)」にあるように、変動が生じた課税期間における課税仕入れに係る消費税額に加算又は減算することとなりますが、この場合、当初の申告時に当該経過措置の適用を受けた割合(ご質問の場合80%)により加算又は減算することとなります。

(参考) 適格請求書等保存方式における短期前払費用の取扱いは「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A 問98](#)」をご参照下さい。

(2) 免税事業者の登録方法

【事例 11】令和 8 年 1 月 1 日に登録する場合の留意点

個人事業者 B(登録申請書提出時点で免税事業者)は、令和 8 年 1 月 1 日のインボイス登録を希望している。登録申請書の「登録希望日」欄に「令和 8 年 1 月 1 日」と記載して、令和 7 年 12 月 17 日までに提出する予定である。

また、簡易課税制度については、「簡易課税制度選択届出書の提出の特例」を適用し、令和 8 年中に選択届出書を提出する予定である。

【正しい処理】

登録申請書を提出する時点で免税事業者であっても、登録日(本事例では令和 8 年 1 月 1 日)において課税事業者である場合は、登録の経過措置を適用することはできません。「登録希望日」の欄は、登録の経過措置を適用する場合に記載することができるため、適用を受けられない場合は別の記載方法を用いる必要があります。

また、登録の経過措置を適用できない場合には、「簡易課税制度選択届出書の提出の特例」も利用できません。この場合は原則どおり、事前(本事例では令和 7 年 12 月 31 日まで)に簡易課税制度選択届出書を提出しなければなりません。

したがって、まず個人事業者 B が登録日(令和 8 年 1 月 1 日)に課税事業者になるかどうかを確認したうえで登録方法や届出書の記載方法を検討しなければなりません。

【解説】

免税事業者の「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出時期は、次の表とおりです(消法 57 の 2②、消令 70 の 2①、平成 30 年改正令附則 15②)。

なお、課税事業者は「登録の時期」を選ぶことができないため注意が必要です。

登録の時期	登録申請書の提出時期
【原則】(※1) 課税期間の初日から登録	登録を受けようとする課税期間の初日から起算して <u>15 日前</u> の日までに提出
【登録の経過措置】(※2) 登録希望日から登録	登録希望日(申請書を提出する日から <u>15 日</u> を経過する日以後の日)を記載して提出

(※1) 「課税事業者選択届出書」の提出や基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えたこと等により、課税期間の初日から課税事業者になる場合に適用。

(※2) 令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間で適用。「課税事業者選択届出書」の提出等をせずに、「登録希望日」から課税事業者になることができる。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

～ 略 ～

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。	
事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、○をチェックしてください。 ※ 次葉「登録要件の確認」欄を入力してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も入力してください（詳しくはヘルプをご確認ください）。
	☐ 課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）
	☒ 免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）
	☐ 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等
	☐ 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。
	課税期間の初日 令和 年 月 日
	☐ 上記以外の課税事業者
	☐ 上記以外の免税事業者

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

氏名又は名称		
① 免税事業者の 確認	該当する事業者の区分に応じ、□にチェックし入力してください。	
	☐ 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	
	個人番号	
	事業内容等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人） 令和 年 月 日 法人のみ入力 事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円 登録希望日 令和 年 月 日
	☐ 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。	
② 確認	翌課税期間の初日 令和 年 月 日	
③ 確認	☐ 上記以外の免税事業者	

- ① : 登録の経過措置の適用を受ける場合
- ②③ : 登録の経過措置の適用を受けない場合（翌期首から課税事業者になる）
 （③は翌期首から起算して15日前の日を過ぎて申請書を提出する場合）

(簡易課税制度を選択する場合の手続等)

問9 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者になるとのようですが、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができますか。【令和3年7月追加】【令和6年4月改訂】

【答】

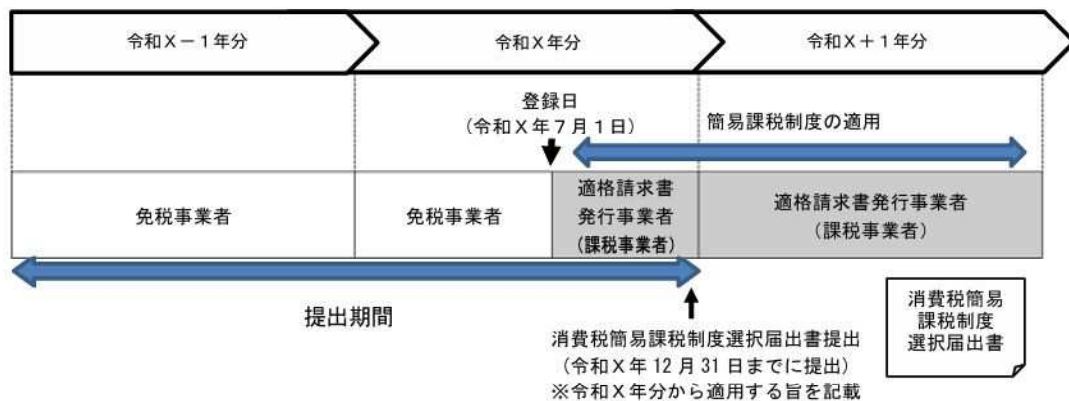
免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日(令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日から生じます。)から課税事業者となる経過措置が設けられています(28年改正法附則44④、基通21-1-1)。

この経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされます(改正令附則18)。

したがって、ご質問の場合、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

《消費税簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例》

(例) 免税事業者である個人事業者が令和X年7月1日から登録を受けた場合で、令和X年分の申告において簡易課税制度の適用を受けるとき



※ 2割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、提出した日の属する課税期間について適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該課税期間の初日の前日に当該届出書を税務署長に提出したものとみなされます(28年改正法附則51の2⑥)。

詳細については、問117《2割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度の選択》をご参照ください。

(出典)「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>



(3) 登録の経過措置と2年縛り

【事例12】過去に登録をしていた事業者の留意点

個人事業者C(課税売上高は毎年800万円程度)の登録状況は次のとおりである。

令和6年2月1日 インボイス登録(登録の経過措置を適用した)

令和6年12月10日「登録取消届出書」を提出

令和7年は登録事業者ではないため免税事業者(消費税の申告不要)と判断した。

【正しい処理】

令和7年はインボイスの登録事業者(適格請求書発行事業者)ではありませんが課税事業者であるため、消費税の申告が必要になります。

【解説】

登録の経過措置の適用期間は令和4年度税制改正で次のように改正されました。

改正前	登録開始日が令和5年10月1日の属する課税期間中
改正後	登録開始日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中(下線部分が追加)

この延長された期間に登録の経過措置の適用を受ける場合には、課税事業者が2年強制されるいわゆる「2年縛り」が適用されます(28年改正法附則44⑤)。

まとめると、次のようになります。

登録開始日	「2年縛り」
令和5年10月1日の属する課税期間	適用なし
令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間から令和11年9月30日までの日の属する課税期間	適用あり

【令和6年2月1日登録の事業者の「2年縛り」の適用期間】

R4 1/1	R5 1/1	R6 1/1	R7 1/1	R8 1/1	12/31
免税事業者	免税事業者	免	登録事業者 (課税事業者)	非登録事業者 (課税事業者)	非登録事業者 (課税事業者)
		↑ 2/1 登録	登録開始日以後2年を経過する日 → 1/31	R8	

適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書

(収 受 印)	
令和 年 月 日	(フ リ ガ ナ)
届 納 税 地	(〒 —)
	(電 話 番 号 — —)
	(フ リ ガ ナ)

～ 略 ～

下記のとおり、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求めますので、消費税法第57条の2第10項第1号の規定により届出します。



登録の効力を失う日	令和 年 月 日
	※ 登録の効力を失う日は、届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日となります。 ただし、この届出書を翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合には、翌々課税期間の初日に効力を失うこととなります。 登録の効力を失った旨及びその年月日は、国税庁ホームページで公表されます。



インボイス発行事業者の登録を取り消す場合などに提出すべき書類

令和6年5月

○ 次のケースに応じて、必要な書類を提出してください。

○ なお、個人事業者が死亡や事業廃止した場合、法人が清算終了や合併消滅した場合には、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」の提出は不要です。

(個人事業者の方)

ケース		提出すべき書類	
死亡や事業廃止と関係なく、インボイス発行事業者の登録を取り消す場合		適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書（注1）	
事業者が死亡した場合	被相続人がインボイス発行事業者の場合	適格請求書発行事業者の死亡届出書（注2）	左記届出書のほか、所得税関係の書類として、 ・ 個人事業の開業・廃業等届出書 ・ 所得税の青色申告の取りやめ届出書（注6）
	被相続人がインボイス発行事業者でない場合	個人事業者の死亡届出書（注2、3）	
事業者の死亡以外の理由により事業を廃止した場合		事業廃止届出書（注4、5）	

(法人の方)

ケース	提出すべき書類	
清算終了や合併消滅と関係なく、インボイス発行事業者の登録を取り消す場合	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書（注1）	
清算終了した場合	事業廃止届出書（注5）	左記届出書のほか、法人税や所得税関係の書類として、 ・異動届出書
合併により法人が消滅した場合	合併による法人の消滅届出書	・給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

- 注1 提出日の翌課税期間の初日から登録は失効します。ただし、翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合には、その失効の日は翌々課税期間の初日となります。
- 注2 相続人が相続による事業承継を機にインボイス発行事業者の登録を行う場合、別途「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出も必要となります。
- 注3 被相続人の消費税申告に当たり付表7を提出した場合、「個人事業者の死亡届出書」の提出は不要です。
- 注4 事業の一部廃業のため、インボイス発行事業者の登録を取り消さない場合、「事業廃止届出書」の提出は不要です。
- 注5 事業廃止により「消費税課税事業者選択不適用届出書」、「消費税課税期間特別選択不適用届出書」、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」又は「消費税申告期限延長不適用届出書」に事業を廃止した旨を記載して提出した場合には、他の不適用届出書等及び「事業廃止届出書」の提出は不要です。
- 注6 青色申告の承認を受けていない場合、「所得税の青色申告の取りやめ届出書」の提出は不要です。

(出典)「インボイス発行事業者の登録を取り消す場合などに提出すべき書類」 国税庁
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0024005-050_01.pdf



(4) 2割特例の適用可否判定

【事例 13】基準期間における課税売上高の計算方法

個人事業者 D は令和 5 年 10 月 1 日にインボイス登録を行い、同日に課税事業者となった。同年の毎月の収入は売上 80 万円(税抜)と消費税 8 万円の合計 88 万円のみだった。

基準期間(令和 5 年)における課税売上高は 960 万円(月額 80 万円×12 か月)であるため、令和 7 年分の消費税申告は 2 割特例を選択しようと考えている。

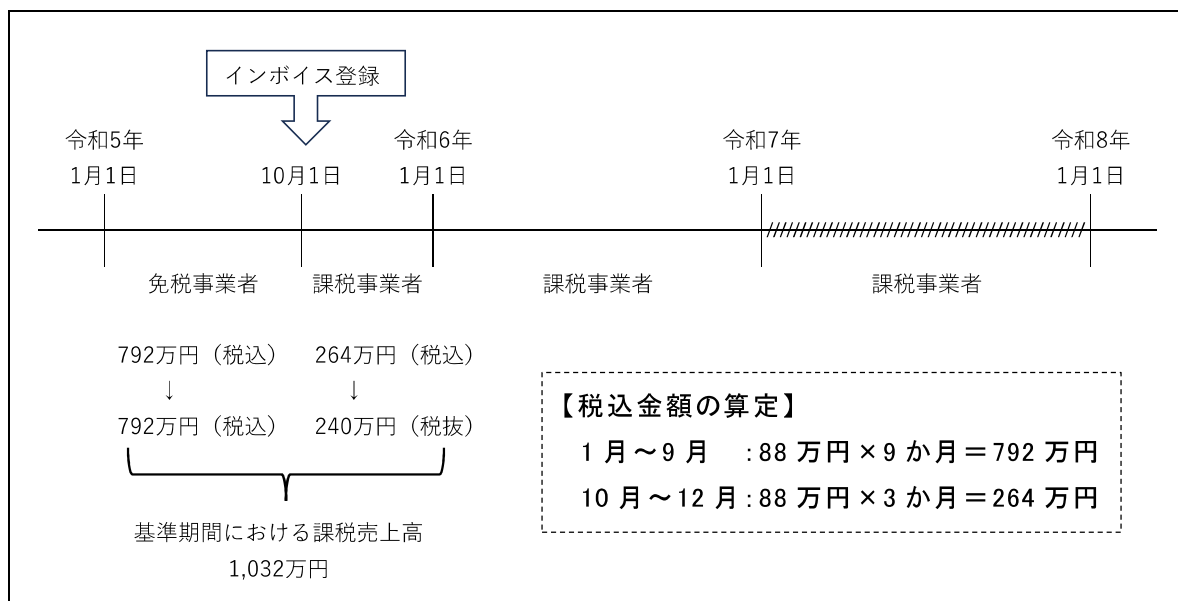
【正しい処理】

基準期間における課税売上高は 1,032 万円であるため、令和 7 年分の消費税申告は 2 割特例を選択することができません。

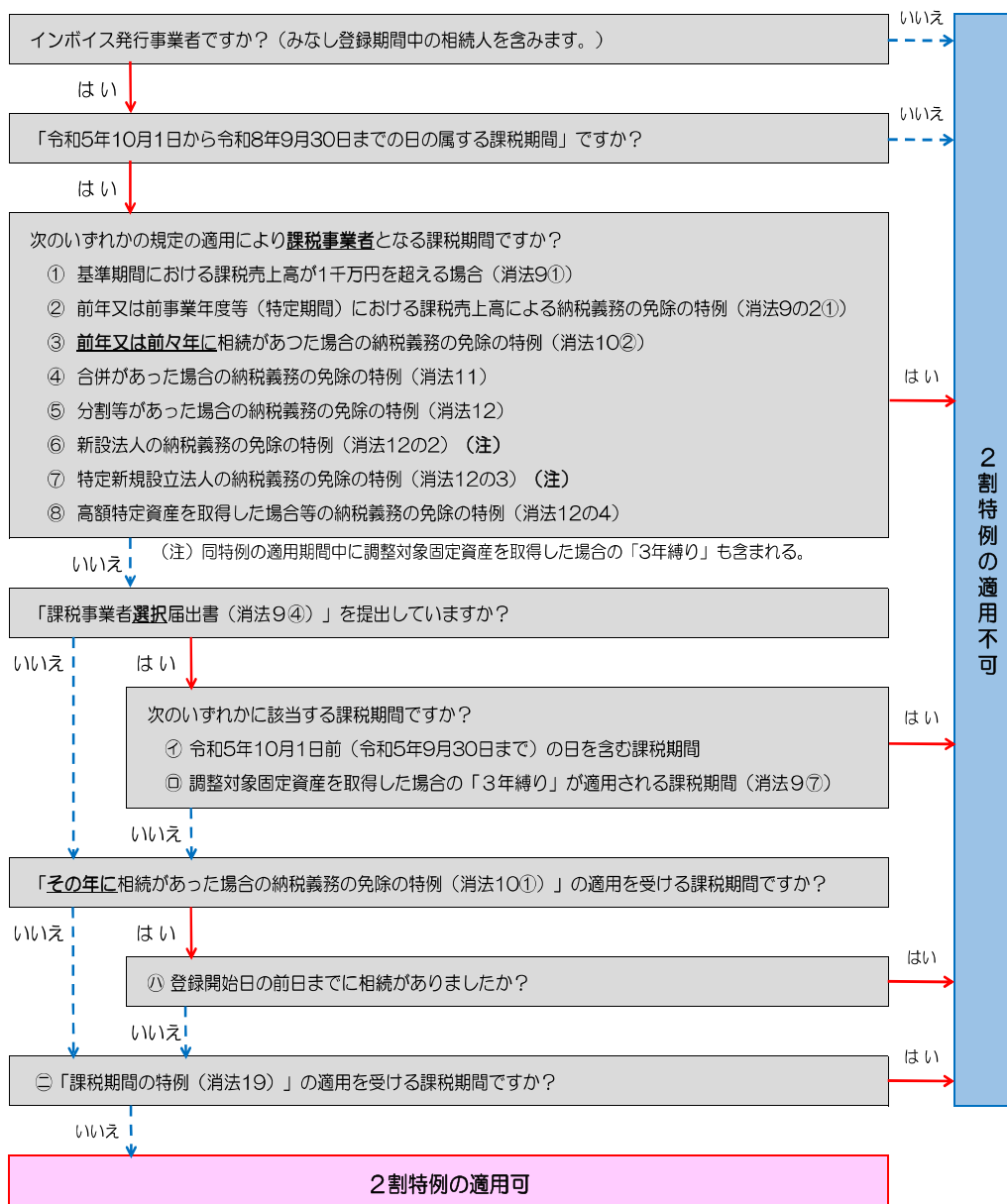
【解説】

2 割特例は、適格請求書発行事業者の令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間で、①適格請求書発行事業者の登録、②「課税事業者選択届出書」の提出、③その年に相続があった場合の納税義務の免除の特例の適用がなかったとしたら免税事業者であった課税期間で適用することができます(28 年改正法附則 51 の 2①)。

基準期間における課税売上高は、原則として、税抜金額により算定しますが、その対象となる期間が免税事業者である場合には、税込金額により算定する点に留意しなければなりません(消基通 1-4-5)。



< 2割特例の適用判定フローチャート >



©2023 Sachiko Ishii

（※）講師作成

参考 「2割特例 特設ページ」 国税庁

「インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート」（令和6年9月版）を掲載
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_2tokurei.htm



(2割特例の適用ができない課税期間①)

問 115 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)は、基準期間の課税売上高が1千万円を超える課税期間などについては適用できないとありますが、具体的に教えてください。【令和5年4月追加】【令和6年4月改訂】

【答】

2割特例は、適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者(「課税選択届出書」の提出により課税事業者となった免税事業者を含みます[※]。)が適格請求書発行事業者となる場合に適用することができます(28年改正法附則51の2①)。

ただし、以下の課税期間については、2割特例の適用を受けることはできません。

※ 適格請求書等保存方式の開始前である令和5年9月30日以前の期間を含む申告については、2割特例の適用はありません。詳細については、問116《2割特例の適用ができない課税期間②》をご参照ください。

【恒久的施設を有しない場合】

① 2割特例の適用を受けようとする課税期間の初日において恒久的施設(所得税法又は法人税法に規定する「恒久的施設」をいいます。)を有しない国外事業者が令和6年10月1日以後に開始する課税期間(28年改正法附則51の2①)

【過去の売上が一定金額以上ある場合】

- ② 基準期間の課税売上高が1千万円を超える課税期間(消法9①)
- ③ 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間(消法9の2①)
- ④ 相続^(注1)・合併・分割があつた場合の納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の

適用が制限される課税期間(消法10、11、12)

(注) 1 相続のあつた課税期間について、当該相続により事業者免税点制度の適用が制限される場合であっても、適格請求書発行事業者の登録が相続日以前であり、他の2割特例の適用が制限される課税期間でなければ、2割特例の適用を受けることができます(28年改正法附則51の2①三)。

【新たに設立された法人が一定規模以上の法人である場合】

⑤ 新設法人・特定新規設立法人の納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間(消法12の2①、12の3①)

【高額な資産を仕入れた場合】

⑥ 「課税選択届出書」を提出して課税事業者となった後2年以内に一般課税で調整対象固定資産^(注2)の仕入れ等を行った場合において、「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出ができないことにより事業者免税点制度の適用が制限される課税期間^(注3)(消法9⑦)

(注) 2 調整対象固定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額(税抜き)が百万円以上の棚卸資産以外の資産をいいます(消法2①十六、消令5)。

(注) 3 免税事業者に係る登録の経過措置(28年改正法附則44④)の適用を受けて適格請求書発行事業者となった者は、「課税選択届出書」の提出をして課税事業者となっていないので、これに該当することはありません。

⑦ 新設法人及び特定新規設立法人の特例の適用を受けた課税期間中に、一般課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行ったことにより事業者免税点制度の適用が制限される課税期間(消法12の2②、12の3③)

⑧ 一般課税で高額特定資産^(注4)の仕入れ等を行った場合(棚卸資産の調整の適用を受けた場合)において事業者免税点制度の適用が制限される課税期間(消法12の4①②④)

(注) 4 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額(税抜き)が1千万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます(消法12の4①、消令25の5①)。

⑨ 一般課税で金又は白金の地金等を仕入れた金額の合計額(税抜き)が200万円以上である場合において事業者免税点制度の適用が制限される課税期間(消法12の4③④、消令25の5④)

【課税期間を短縮している場合】

⑩ 課税期間の特例の適用を受ける課税期間^(注5)

(注) 5 課税期間の特例の適用を受ける課税期間とは、「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により、課税期間を一月又は三月に短縮している課税期間であり、当該届出書の提出により一の課税期間とみなされる課税期間も含まれます(消法19)。

(2割特例の適用ができない課税期間②)

問 116 課税選択届出書の提出により納税義務の免除が制限されている場合であっても小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)の適用を受けられない場合があるとのことですが教えてください。【令和5年4月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

2割特例は、適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者(「課税選択届出書」の提出により課税事業者となった免税事業者を含みます。)が適格請求書発行事業者となる場合に適用することができます(28年改正法附則51の2①)。

一方で、令和5年10月1日より前から「課税選択届出書」の提出により引き続き課税事業者となる同日を含む課税期間[※]、つまり、適格請求書等保存方式の開始前である令和5年9月30日以前の期間を含む課税期間の申告については、2割特例の適用を受けることはできません(28年改正法附則51の2①一)。

※ 適格請求書発行事業者の登録申請書を提出した事業者であって、「課税選択届出書」の提出により令和5年10月1日を含む課税期間の初日から課税事業者となる事業者^(注)については、当該課税期間中に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出することにより、「課税選択届出書」を失効させることができます(28年改正法附則51の2⑤)。

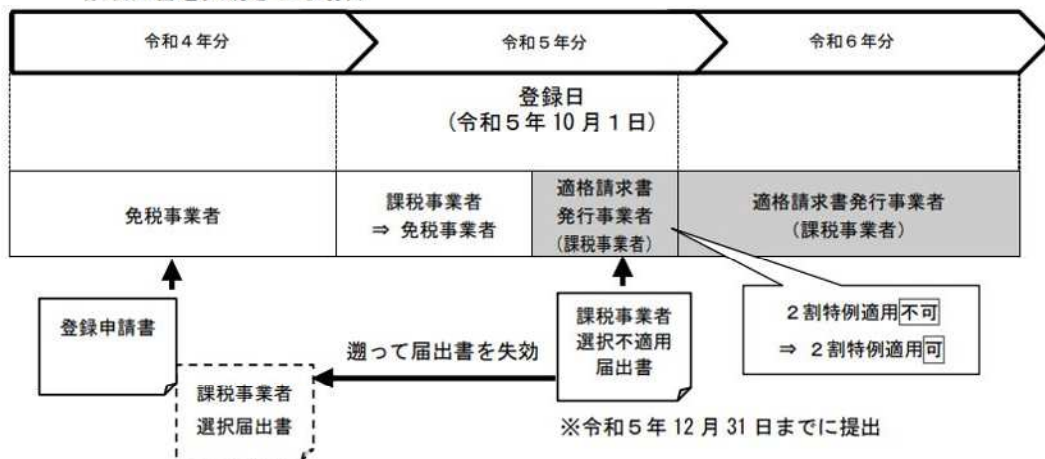
この場合、当該登録申請書の提出により、適格請求書発行事業者となった場合においては、登録日から課税事業者となり、当該課税事業者となった課税期間から2割特例を適用できることとなります。

なお、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出しない場合であっても、令和5年10月1日を含む課税期間の翌課税期間以後については、基準期間の課税売上高が1千万円以下である場合には、問115《2割特例の適用ができない課税期間①》の課税期間に該当しない限り、2割特例を適用することができます。

(注) 上記の「課税選択届出書」の提出により令和5年10月1日を含む課税期間の初日から課税事業者となる事業者」とは、当該課税期間から初めて課税事業者となる事業者をいうのであり、「課税選択届出書」の提出により令和5年10月1日を含む課税期間より前の課税期間から課税事業者となっていた事業者は、該当しません。そのため、対象外となる事業者においては、令和5年10月1日を含む課税期間中に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出したとしても、当該課税期間につき「消費税課税事業者選択届出書」を失効させることはできません。また、結果として当該課税期間においては2割特例を適用できないこととなります。

《消費税課税事業者選択不適用届出書の提出に係る特例》

(例) 令和5年10月1日を含む課税期間を対象として課税選択届出書を提出した個人事業者が当該届出書を失効させる場合



(出典)「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」

平成30年6月(令和7年6月改訂) 国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>



(2割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度の選択)

問 117 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)の適用を受けていましたが、翌課税期間から2割特例が適用できなくなるため、簡易課税制度の適用を受けたいのですが、いつまでに消費税簡易課税制度選択届出書を提出すればよいですか。【令和5年4月追加】
【令和5年10月改訂】

【答】

簡易課税制度を適用して申告する場合には、原則として、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

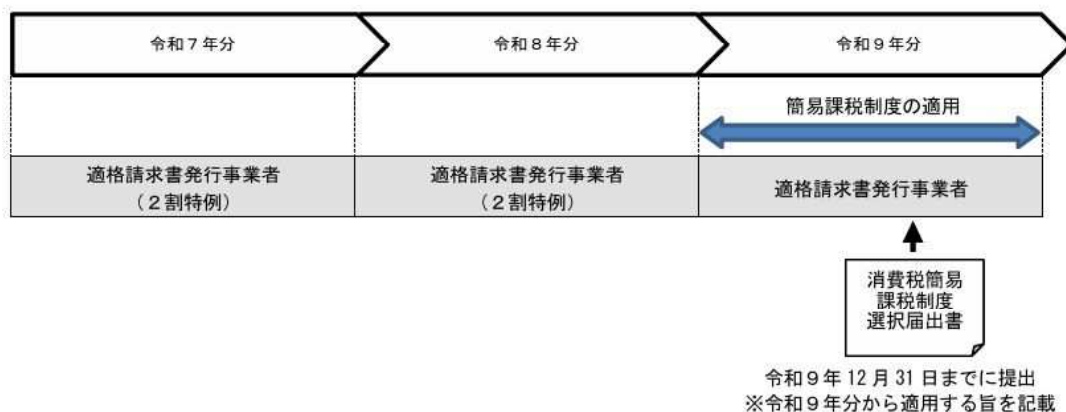
この点、2割特例の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に納税地を所轄する税務署長にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出したものとみなされます(28年改正法附則51の2⑥)。

したがって、例えば、令和8年分まで2割特例により申告を行った個人事業者が翌年分から簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、令和9年中に「消費税簡易課税制度選択届出書(令和9年分から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載したもの)」を提出すれば、令和9年分から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

(注) 簡易課税制度を適用して申告する場合には、2割特例と異なり、申告時の選択ではないため、事前の届出が必要となりますので、ご注意ください。

《消費税簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例》

(例) 個人事業者が2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間において簡易課税制度の適用を受けるとき



4. 居住用賃貸建物関係

(1) 居住用賃貸建物の判定

【事例 14】居住用賃貸建物の判定

当社(3月決算:税込経理方式・個別対応方式を適用)は、令和3年中に次の建物を購入により取得した。なお、全ての建物の取得について、売買契約は令和2年4月1日以後に締結されており、取得価額は全て課税仕入れに該当する。

名称	取得年月日	取得価額	用途等
建物 A	令和3年3月25日	6,435 万円	居住・店舗併用3階建てマンション 1階(店舗用:全2室) 2・3階(居住用:各階3室)
建物 B	令和3年6月1日	3,850 万円	居住用2階建てアパート(全4室)
建物 C	令和3年11月1日	1,078 万円	居住用平屋建てアパート(全2室)

いずれも取得価額が1,000万円を超えるため、居住用賃貸建物に該当すると判断し、仕入税額控除を不適用とした。

【正しい処理・解説】

建物 A と建物 B は居住用賃貸建物に該当しますが、建物 C は居住用賃貸建物に該当しません。**税務通信 Q1～Q6**

また、建物 A はその一部を店舗用として使用するため、制限の対象となる仕入控除税額の計算に注意が必要です。**税務通信 Q7**

建物 A 令和3年3月25日取得

① 居住用賃貸建物の判定

$$6,435 \text{ 万円(税込)} \times 100/110 = 5,850 \text{ 万円(税抜)} \geq 1,000 \text{ 万円}$$

∴ 居住用賃貸建物に該当するため制限規定の適用あり(判定は建物全体で行う)

② 仕入税額控除の制限の対象となる金額(消令 50 の 2①、消基通 11-7-3)

居住用賃貸部分の消費税額(2・3階の6室分を面積等の合理的基準で按分)

建物 B 令和 3 年 6 月 1 日取得

① 居住用賃貸建物の判定

$3,850 \text{ 万円 (税込)} \times 100/110 = 3,500 \text{ 万円 (税抜)} \geq 1,000 \text{ 万円}$

∴ 居住用賃貸建物に該当するため制限規定の適用あり

② 仕入税額控除の制限の対象となる金額

建物全体に係る消費税額全額 (4 室全て居住用のため)

建物 C 令和 3 年 11 月 1 日取得

① 居住用賃貸建物の判定

$1,078 \text{ 万円 (税込)} \times 100/110 = 980 \text{ 万円 (税抜)} < 1,000 \text{ 万円}$

∴ 居住用賃貸建物に該当しないため制限規定の適用なし

(個別対応方式を適用するため「非課税売上対応分」として控除不可)

② 調整対象固定資産の判定

$980 \text{ 万円} \geq 100 \text{ 万円}$ ∴ 調整対象固定資産に該当する

(2) 居住用賃貸建物に係る消費税額の調整

【 事例 15 】 居住用賃貸建物の課税転用・譲渡

令和 3 年中に購入した上記建物 A・B・C について、取得後に次の異動が生じた。

名称	異動日	内容
建物 A	令和 3 年 5 月 20 日	2 階の全 3 室を時間貸しワークスペースへ転用
	令和 5 年 8 月 31 日	建物を売却
建物 B	令和 4 年 10 月 1 日	1 室を整体師 (個人事業者) に治療院として貸付け
建物 C	令和 4 年 11 月 1 日	全 2 室を通所介護サービスを営む法人に倉庫及び待機所として貸付け

これらの異動について、何ら処理は行っていない。

	第20期 (R2.4/1 ~ R3.3/31)	第21期 (R3.4/1 ~ R4.3/31)	第22期 (R4.4/1 ~ R5.3/31)	第23期 (R5.4/1 ~ R6.3/31)
建物A：全8室 (6,435万円)	R3.3/25 取得 (居住6：店舗2)	R3.5/20 一部課税転用 (居住3：ワーク3：店舗2)		R5.8/31 売却
建物B：全4室 (3,850万円)		R3.6/1 取得 (居住4)	R4.10/1 一部課税転用 (居住3：治療院1)	
建物C：全2室 (1,078万円)		R3.11/1 取得 (居住2)	R4.11/1 課税転用 (倉庫等2)	

【正しい処理・解説】 **税務通信 Q8～Q10**

建物A 令和3年3月25日取得（第20期：令和3年3月期）

① 令和3年5月20日 一部課税転用（第21期：令和4年3月期）

居住用賃貸建物の一部（3室）を課税賃貸用（ワークショップ用）に供したため、第3年度の課税期間（第22期）において、「居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合の仕入れに係る消費税額の調整（消法35の2①）」の規定が適用されます。

② 第3年度の課税期間 消費税額の調整（第22期：令和5年3月期）

次の算式で計算した金額を、課税仕入れに係る税額に加算します（消法35の2①、消令53の2①）。

居住用賃貸建物に係る消費税額（2・3階の6室分）×課税賃貸割合（※1）

（※1）
$$\frac{\text{分母のうち課税賃貸用としての貸付けの対価の額の合計額（ワ）}}{\text{調整期間（※2）に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額の合計額（居＋ワ）}}$$

（※2）居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第3年度の課税期間の末日までの期間

【調整期間】 令和3年3月25日から令和5年3月31日まで

③ 令和5年8月31日 譲渡（第23期：令和6年3月期）

調整期間を経過したのちに譲渡しているため、「居住用賃貸建物を譲渡した場合の仕入れに係る消費税額の調整（消法35の2②）」を適用することはできません。

建物 B 令和 3 年 6 月 1 日取得（第 21 期：令和 4 年 3 月期）

① 令和 4 年 10 月 1 日 一部課税転用（第 22 期：令和 5 年 3 月期）

居住用賃貸建物の一部（1 室）を課税賃貸用（治療院用）に供したため、第 3 年度の課税期間（第 23 期）において、「居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合の仕入に係る消費税額の調整（消法 35 の 2①）」の規定が適用されます。

② 第 3 年度の課税期間 消費税額の調整（第 23 期：令和 6 年 3 月期）

次の算式で計算した金額を、課税仕入に係る税額に加算します（消法 35 の 2①、消令 53 の 2①）。

居住用賃貸建物に係る消費税額（全 4 室分）× 課税賃貸割合（※1）

（※1） $\frac{\text{分母のうち課税賃貸用としての貸付けの対価の額の合計額（治）}}{\text{調整期間（※2）に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額の合計額（居＋治）}}$

（※2） 居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第 3 年度の課税期間の末日までの期間
【調整期間】 令和 3 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

建物 C 令和 3 年 6 月 1 日取得（第 21 期：令和 4 年 3 月期）

① 令和 4 年 11 月 1 日 課税転用（第 22 期：令和 5 年 3 月期）

調整対象固定資産を仕入れ等の日から 3 年以内に非課税業務用（居住用）から課税業務用（倉庫・待機所用）に転用したため、「非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入に係る消費税額の調整（消法 35①）」の規定が適用されます。「1 年超 2 年以内の転用」に該当するため、取得時に控除できなかった消費税額の 3 分の 2 を加算します。

参考 調整対象固定資産に適用される主な規定

① 個別対応方式

- 課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入に係る消費税額の調整（消法 34①）
- ● 非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入に係る消費税額の調整（消法 35①）

② 比例配分方式（全額控除・一括比例配分方式）

- 課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入に係る消費税額の調整（消法 33①）

問2 丙株式会社(以下「丙社」という。)は不動産賃貸業を営む法人である。次の【資料】に基づき、丙社が令和3年中に取得した建物について、仕入れに係る消費税額の調整を行うべき課税期間を答えた上でその調整税額を計算しなさい。なお、消費税法第30条第10項の規定により同条第1項の規定が適用されないこととなる課税期間及び課税仕入れ等の税額については解答を要しない。

【計算に当たっての前提事項】

- (1) 丙社は、会計帳簿における経理については、全て消費税及び地方消費税を含んだ金額により処理(税込経理)している。
- (2) 取引等は全て国内において行われたものとする。
- (3) 【資料】の全ての課税期間について、消費税の納税義務があり、個別対応方式(消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方法)により仕入れに係る消費税額の計算を行っているものとする。

【資料】

- (1) 丙社は3月決算法人であり、事業年度(課税期間)の状況は次のとおりである。

事業年度	期 間
第20期	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
第21期	自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日
第22期	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
第23期	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

- (2) 丙社は、令和3年中に次の建物を購入により取得した。なお、全ての建物の取得について、売買契約は令和2年4月1日以後に締結されており、取得価額は全て課税仕入れに該当する。

	取得年月日	名称	取得価額	用途等
イ	令和3年3月25日	建物A	64,350,000円	居住・店舗併用3階建マンション ※1
ロ	令和3年6月1日	建物B	38,500,000円	居住用2階建アパート ※2
ハ	令和3年11月1日	建物C	10,780,000円	居住用平屋建アパート ※3

(出典)「令和3年度(第71回)税理士試験試験問題、答案用紙及び正誤表」国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishishiken/shikenkekka/71/touanyoushi.htm>



※1 取得時より1階全2室を店舗用として、2階以上全6室(各階3室)を居住用として貸し付けていたが、うち2階の全3室を令和3年5月20日より時間貸しのワークスペースとして貸し付けている。その後、令和5年8月31日にこの建物Aを58,520,000円で売却している。

なお、各階の床面積は全て144 m²で同一であり、各階には店舗用部分と居住用部分に共通して使用される部分はなく、丙社は店舗用部分と居住用部分の床面積の比(以下「使用面積比」という。)により取得価額を区分している。使用面積比による区分は、建物Aの実態に応じた合理的な区分方法であるものとする。

※2 取得時より全4室を居住用として貸し付けていたが、うち1階の1室を令和4年10月1日より整体師である個人事業者に治療院として貸し付けている。

※3 取得時より全2室を居住用として貸し付けていたが、借主の退去後、居住用としての借り手が付かなかったため、2室を令和4年11月1日より通所介護サービスを営む法人に倉庫及び待機所として貸し付けている。

(3) (2)の各建物に係る取得後の家賃収入及び使用料収入の状況は次のとおりである。

イ 建物A

(単位：円)

用途	第20期	第21期	第22期	第23期
居住用	43,000	2,600,000	1,750,000	850,000
ワークスペース	0	6,259,000	5,170,000	2,354,000
店舗用	66,000	5,280,000	4,180,000	1,100,000

ロ 建物B

(単位：円)

用途	第20期	第21期	第22期	第23期
居住用	0	4,800,000	4,800,000	3,960,000
治療院	0	0	990,000	1,980,000

ハ 建物C

(単位：円)

用途	第20期	第21期	第22期	第23期
居住用	0	800,000	880,000	0
倉庫・待機所	0	0	825,000	1,980,000

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称			
項 目			税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)	
課税売上額（税抜き）	①					
免税売上額	②					
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額（①＋②＋③）	④					
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤					
非課税売上額	⑥					
非課税売上等の対価の額（⑤＋⑥）	⑦					
割合（④／⑦）	⑧				[%]	※記載 義務で ない
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨					
課税仕入れに係る消費税額	⑩					
適格請求書発行事業者以外の方から行った課税仕入れに係る 経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑪					
適格請求書発行事業者以外の方から行った課税仕入れに係る 経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫					
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬					
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭					
課税貨物に係る消費税額	⑮					
納税義務の免除を受けない（受ける） こととなった場合における消費税額 の調整（加算又は減算）額	⑯					
課税仕入れ等の税額の合計額 （⑨＋⑩＋⑬＋⑮±⑯）	⑰					
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 （⑰の金額）	⑱					
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 （⑱の金額）	⑲					
⑲のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲					
⑲のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑲					
個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 （⑲＋⑲×④／⑦）	⑲					
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額（⑲×④／⑦）	⑲					
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整（加算又は減算）額	⑲					
調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用） に転用した場合の調整（加算又は減算）額	⑲					
居住用賃貸建物を課税賃貸用に 供した（譲渡した）場合の加算額	⑲					
控除対象仕入税額 （⑲、⑲又は⑲の金額）±⑲±⑲±⑲	⑲					
控除超過大調整税額 （⑲、⑲又は⑲の金額）±⑲±⑲±⑲がマイナスの時	⑲					
貸倒回収に係る消費税額	⑲					

居住用賃貸建物に係る
支払対価の額は含めない

建物 C の
調整税額

建物 A・B の
調整税額

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて算出する。
2 ⑯、⑯及び⑯には、繰引き、割戻し、割引金など仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。
3 ⑯及び⑯の経過措置は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）附則第32条又は第33条の適用がある場合をいう。

(05-10-1)以後終了課税期間用

【解説】 税務通信 Q11～Q12